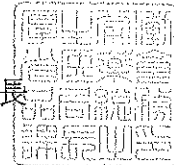


平成20年3月31日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



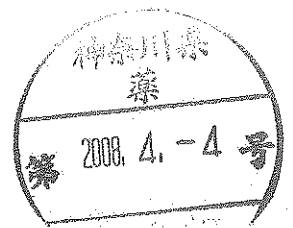
薬剤師に対する再教育研修の運用に係る具体的な留意事項について

標記については、「薬剤師に対する再教育研修の実施について」（平成20年3月31日薬食発第0331001号）により、再教育研修（以下「再教育」という。）の対象者、内容等を示しているところであるが、再教育の運用に当たっての具体的な留意事項は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その内容について御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 個別指導者候補者の連絡

個別研修に係る再教育の対象者（以下「個別研修対象者」という。）は、個別指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）を選任する必要があるが、当該個別研修対象者に係る個別指導者として厚生労働大臣の指名を受けるのに適した者がいると考えられる場合には、当該個別研修対象者から、厚生労働省医薬食品局総務課に対して、個別指導者の候補となる者（以下「個別指導者候補者」という。）がいる旨を連絡することも可能であること。その際、当該個別研修対象者は、当該個別指導者候補者に対して、厚生労働省医薬食品局総務課より別途連絡があり得る旨伝達しておくこと。



## 2. 個別指導者指名承諾書の提出

個別指導者候補者は、自らが個別指導者となることに同意する場合には、厚生労働省医薬食品局総務課に個別指導者指名承諾書（別紙）を提出すること。

## 3. その他

個別研修対象者に係る個別指導者としては、例えば、当該個別研修対象者の出身大学の教授・准教授や当該対象者が所属する病院の薬剤部長、実務実習実施薬局・医療機関の指導薬剤師等が想定されること。

また、個別研修対象者の身近に個別指導者として適当な者がいない場合には、最終的には薬学教育機関や専門団体等が受け手となることも考えられるが、このような場合においても厚生労働省医薬食品局総務課が相談に応じること。

(別紙)

個別指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る個別指導者(薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)第7条の4第1項第4号に規定する個別指導者をいう。)の指名を受けることについて承諾いたします。

記

氏 名	印
所属・役職	
所 在 地	〒 電話番号： ( )
薬剤師名簿 登録番号	

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾者が薬剤師でない場合には、薬剤師名簿登録番号の欄は空欄にしておくこと。
3. 承諾書には、個別指導者の要件を満たすことを証する書類等を添付すること。